

# 答 申

## 1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成30年2月21日29田保福第36104号で行った個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）において不開示とした情報のうち、別表1の「開示妥当と判断した部分」は、開示すべきであるが、その他の部分については不開示が妥当である。

## 2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

### (1) 審査請求に係る対象個人情報

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、「措置入院者の定期病状報告書」、「精神保健福祉相談記録（H28.8.8分）」、「受け入れ病院、指定医の依頼連絡票」、「措置入院のための移送に関する診察記録票」、「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察に係る資料について（送付）」、「診察実施通知書」、「措置入院に関する診断書」、「措置入院者に対する病院管理者の意見」、「措置入院者に対する診察指定医の意見（指定医記入後）」、「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察について（依頼）」に記載された審査請求人の個人情報である。

### (2) 本件個人情報の開示決定状況

実施機関は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、本件個人情報のうち、別表2記載の「不開示とした情報」欄のそれぞれの情報について、条例第14条第1項第1号、4号又は5号に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示している。

## 3 審査請求の趣旨及び経過

### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、全開示を求めるというものである。

### (2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成30年2月8日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成30年2月21日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成30年2月22日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

エ 実施機関は、平成30年3月26日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

#### 4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

実施機関と各機関との間で正当なやり取りがなされていたか疑問に思うため、本件決定の取消しを求める。

#### 5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由は、別表2の「不開示とした理由」欄記載のとおりである。

#### 6 審議会の判断

##### (1) 本件個人情報の性格及び内容について

当審議会において本件個人情報を見分したところ、本件個人情報は、全て当審議会の過去の答申（別表2の「過去の答申」欄記載のとおり。以下「過去の答申」という。）において審査対象となっており、その性格及び内容は、過去の答申で判断したとおりの性格及び内容である（別表2の「本件個人情報の性格及び内容」欄記載のとおり）。

##### (2) 本件個人情報の条例第14条第1項第1号・第4号・第5号該当性について

当審議会において、本件個人情報を見分したところ、本件個人情報は、全て過去の答申の審査請求に係る対象個人情報に含まれていることが確認できた。また、これら過去の答申に係る審査請求人は、本件審査請求における審査請求人と同一人物であることも確認した。さらに、実施機関が本件決定において不開示とした部分については、これら過去の答申における判断（別表2の「答申での判断」欄記載のとおり）を変更すべき特段の事情の変化も認められない。

以上を勘案すると、本件個人情報のうち実施機関が不開示とした部分は、「措置入院者の定期病状報告書」の「管理者名」欄に記載された管理者の氏名及び「本報告に係る診察年月日」欄に記載された情報、「措置入院者に対する病院管理者の意見」の「管理者氏名」の欄に記載された管理者の氏名を除き、いずれもこれら過去の答申と同じ理由により、条例第14条第1項第1号・第4号・第5号に該当すると判断される。

また、当該「措置入院者の定期病状報告書」の「管理者名」欄に記載された管理者の氏名及び「本報告に係る診察年月日」欄に記載された情報、「措置入院者に対する病院管理者の意見」の「管理者氏名」の欄に記載された管理者の氏名については、これら過去の答申と同じ理由により、条例第14条第1項第1号・第5号に該当しないと判断される。

##### (3) 「精神保健福祉相談記録（H28.8.8分）」を不開示とした理由について

実施機関は、本件個人情報のうち、「精神保健福祉相談記録（H28.8.8分）」の「実施内容・考察・問題点・方針」欄に記載された情報について、別表2の「不開示とした理由」欄記載のとおり、精神保健福祉相談業務に支障が生じるという理由で、条例第14条第1項第5号に該当するとして本件決定を行ったものである。しかしながら、この理由は、個人の評価又は判断に係る情報を不開示とする同号該当性の説明理由としては必ずしも適切とはいえないが、当審議会では、審査請求人に係る答申第102号に示した理由により、当該情報と同じ情報について既に同号に該当すると判断していることから、当該情報についても、上記6(2)のとおり、同号に該当すると判断するものである。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。